

令和 8 年度第 1 回千葉市男女共同参画審議会 議事録

千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課

1 日時

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分

2 会場

千葉市役所高層棟 2 階 XL 会議室 203

3 出席者

（委員）

石井委員、小川委員、木村委員、鈴木委員、藤咲委員、高梨委員、青山委員、荻野委員、久保田委員、清水委員、田中委員、赤木委員、渡辺委員
〈欠席：川島委員、若狭委員〉

（事務局）

江寺生活文化スポーツ部長、長野男女共同参画課長、平林男女共同参画課長補佐、宇野こども家庭支援課長、男女共同参画センター副館長、他担当職員

4 議題

- （1）令和 7 年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について
- （2）令和 8 年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について
- （3）「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」の調査結果報告について

5 議事の概要

（1）令和 7 年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について

令和 7 年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について、説明及び意見交換を行った。

（2）令和 8 年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について

令和 8 年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について、説明及び意見交換を行った。

（3）「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」の調査結果報告

について

「仕事と生活の調和に関する意識調査」の調査結果報告について、説明及び意見交換を行った。

6 会議経過（発言）（○…委員、△…事務局）

△平林男女共同参画課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回千葉市男女共同参画審議会を開会いたします。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。司会を担当いたします男女共同参画課の平林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、会議の成立についてご報告いたします。

本日は、川島委員、若狭委員から、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。また、鈴木委員はまだお見えになっておりません。

したがって、本審議会委員 15 名のうち、本日まで出席の委員は 12 名で、過半数に達しておりますので、千葉市男女共同参画ハーモニー条例施行規則の規定により、本会議は成立しております。

なお、本日の会議は、市の情報公開条例に基づき、公開となりますことをお伝えいたします。

それでは、開会にあたりまして、生活文化スポーツ部長の江寺よりご挨拶申し上げます。

△江寺生活文化スポーツ部長

皆さん、おはようございます。生活文化スポーツ部長の江寺と申します。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より市政運営全般また本審議会の運営に対する多大なるご理解・ご協力を賜っておりますことを、心より感謝申し上げます。

前回の令和 8 年 1 月の審議会以降の男女共同参画を巡る主な動きをご報告させていただきます。

本年 3 月に、国において第 6 次男女共同参画基本計画が策定され、今後 5 年間の施策の方向性というのが示されたところでございます。また、6 月には「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026」、いわゆる「女性版骨太の方針」といわれるものでございますが、こちらでは国の基本計画に基づきまして、女性活躍・男女共同参画に係る施策を一層強力に推進するということ、そのうえで、女性活躍の裾野を更に広げること、また、一段高いレベルで進めていくため、「健康」・「成長の戦略分野」・「地

域」というのを3つの重点分野として、戦略的・体系的に取組みを強化していくということが示されたところでございます。

これに関連しまして、本年4月には、独立行政法人男女共同参画機構 JGEPA（ジーパ）が発足しまして、国と地方が連携しながら人材育成や情報発信を強化し、男女共同参画を一層推進する体制というのが整えられたところでございます。

また、6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づく国の基本計画が策定され、多様性に関する国民一人一人の理解を深めることにより、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる共生社会の実現を目指しまして、理解増進施策に関する基本的な事項が定められたというところでございます。

こうした国の動向を踏まえますと、われわれ自治体には、女性活躍の推進、加えて困難な問題を抱える女性への支援、さらに性的指向・性自認を含めた多様性への理解促進など、さまざまな政策を総合的に推進していくことが求められていると認識しているところでございます。

本市におきましては、現行の「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」の計画期間が令和9年度末までとなっておりまして、次期計画策定に向けた検討を進めるという重要な時期でございます。

本日の審議会では、令和7年度の事業報告、令和8年度の事業計画と、男女共同参画センターにおける調査事業についてもご報告をさせていただければと思っております。

本年度は、現任期の締めくくりともなる一年となります。これまで積み重ねてられたご議論や皆様方のご経験を生かし、それぞれの立場から忌憚のないご意見と活発なご議論を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

△平林男女共同参画課長補佐

本日は、令和8年度の最初の審議会でございます。新たに就任された委員が3名いらっしゃいますので、ご紹介いたします。お名前をお呼びしますので、一言ご挨拶をお願いします。

連合千葉・中央地域協議会	藤咲 貴久 様	（挨拶）
一般社団法人千葉県経営者協会	青山 俊介 様	（挨拶）
千葉市民生委員児童委員協議会	赤木 浩一 様	（挨拶）

△平林男女共同参画課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、議事に入ります前に、本日の資料の確認をお願いいたします。資料は、事前にお送りしております。次第、委員名簿、席次表、【資料１－１】令和７年度事業報告（男女共同参画課）、【資料１－２】令和７年度事業報告（こども家庭支援課）、【資料２－１】令和８年度事業計画（男女共同参画課）、【資料２－２】令和８年度事業計画（こども家庭支援課）、【資料３】「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」調査結果報告（概要版）、【参考資料１】男女共同参画センター 事業報告書（令和７年度）、【参考資料２】男女共同参画センター 事業計画書（令和８年度）、【参考資料３】「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」調査結果報告でございます。不足等がございましたら、挙手でお知らせください。

それでは、議題に移ります。ここからの会議の進行は、当審議会の議長である、小川会長をお願いいたします。

議題１ 令和７年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について

○小川会長

皆さんおはようございます。本日は本当に暑い中、朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

会長を申しついております千葉大学社会科学研究院の小川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど江寺部長からご説明があった通り、政策的な面では、進んでいる部分というものもあるかとは思いますが、とはいえ、昨今の物価高であったり、雇用不安、経済の停滞ということで、同時に困窮しているご家庭も増えている、生活が苦しいというふうにおっしゃっているご家庭も増えているというような状況で、本当にどこまで進んでいるのか、あまり実感できないような状況かなと思っております。

本日は、令和７年度の実業報告、令和８年度の実業計画、配偶者等からの暴力や市民が抱える困難に関する調査の結果をご報告いただくということで、なるべく活発に意見交換ができたというふうに思っております。

日頃、皆様が現場で抱えている課題や、そういったことを共有していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議題１「令和７年度事業報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

△長野男女共同参画課長

男女共同参画課長の長野でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、令和７年度事業報告について、新規の実業や、令和６年度の実施内容から変更があった項目を中心にご説明いたします。

お手元の資料 1-1「令和 7 年度事業報告」をご覧ください。はじめに、男女共同参画課の実施事業でございます。本資料は 1 ページ目から始まりまして、前半は「男女共同参画推進事業」、後半は「男女共同参画センター管理運営事業」となっております。

まず、1 ページ目をご覧ください。例年、市民向けの講演会として「ハーモニー講演会」を開催しております。昨年度は、小島 慶子氏を講師に迎えて 104 名が参加しました。また、職員向けには LGBT に関する夜間講座も実施しております。

次に、相談事業としては、LGBT 専門相談を月 2 回実施し、57 件の相談に対応しました。

2 ページ目に移りまして、12 月に千葉市男女共同参画週間を実施しており、そごう千葉店でのパネル展示や「市政だより」での周知を行いました。

企業への支援としては、一般事業主行動計画の策定やえるばし認定の取得に向けたアドバイザー派遣を実施し、1 社で 5 回の支援を行いました。

さらに、ダイバーシティ推進セミナーを開催いたしました。講師に、東京海上日動火災保険株式会社の丸田課長を迎え、オンラインにて、「ジェンダーギャップ解消」に関する講義内容を実施しました。

次に、その他の取組みとして、各項目におきまして、例年に引き続き実施しております。

次に、4 ページ目に移ります。(6)「女性リーダー育成事業」です。こちらは、将来、地域や職場で活躍することが期待される若年層を対象に、市内の企業・機関を訪問するツアー形式で実施しております。令和 7 年度は、株式会社イオンファンタジー、株式会社 ZOZO、千葉市役所の 3 か所を訪問し、職場見学と、それぞれの現場で働く女性管理職の方々との交流や質疑応答を行いました。参加者は、市内の高校生など、延べ 22 名にのぼりました。

続いて、(7)「LGBT の方やその家族・友人などの交流会」についてご説明いたします。こちらは、LGBT 当事者やその周囲の方々が安心してつながることのできる場として設けたもので、11 月と 2 月に開催し、延べ 22 名が参加しました。

次に、5 ページをご覧ください。最後に、「男女共同参画センター管理運営事業」について、ご説明します。令和 7 年度も、男女共同参画センターにて、様々な事業を実施しました。

まず、「1 調査研究事業」では、調査事業として「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」を実施いたしました。調査結果の概要は、のちほど議題 3 でご説明いたします。

次に、「2 研修・学習事業」では、講座を 42 件、延べ 55 回実施し、延べ 1,031 人に受講いただきました。

次に、「3 交流・啓発事業」では、市男女共同参画週間にあわせた企画や、講演会、

映画の上映会など、様々な事業を行いました。

次に、6 ページをご覧ください。「4 相談事業」では、女性のための相談であるハーモニー相談や、男性電話相談を実施しました。

次に、「5 情報収集・提供事業」として、情報資料センターでの、図書や DVD の貸出しなどを行いました。

また、その他、指定管理者による自主事業として、有料講座等も実施しています。

男女共同参画課の事業報告の説明は以上でございます。引き続いて、こども家庭支援課より、令和 7 年度事業報告をご説明いたします。

△宇野こども家庭支援課長

こども家庭支援課の宇野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 1－2 をお願いします。私の方からは、こども家庭支援課所管の「DV 防止対策関連事業」につきまして、令和 7 年度の報告をさせていただきます。男女共同参画課からの説明と同様に、要点のみご説明させていただきます。

まず、資料の作りについてですが、太字で記載している 1 から 5 までの、5 つの項目につきましては、現行の「第 3 次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画」の基本方針として整理しているものでございます。それに対応した事業を記載しているものでございます。

まず、「1 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進」の「(2) DV 相談リーフレットの作成・配布」ですが、相談先等を記載した A4 二つ折りのリーフレットを、庁内外の関係機関、産婦人科や小児科等の医療機関、図書館や保育施設などに配布し、広く相談先の周知を図りました。

また、「(4) 配偶者暴力(DV) 関連研修」は、職員を対象に年 4 回各区役所にて実施しております。住民票を取り扱う部署や外部施設等、広く DV 被害者に関わる職員に対し、被害者の安全確保に留意しつつ、二次的被害を起こさないなど適切な対応ができるよう資質の向上を図っております。

さらに、「(5) スーパービジョン」は、DV 関連相談員等を対象に年 5 回実施しています。DV 被害者への支援を行う職員が困ったとき、専門家から助言が得られる体制を整え、相談員等に対するバックアップ体制を整備しております。

次に、「2 多様な相談体制等の充実」ですが、配偶者暴力支援センターの相談件数の実績について報告させていただきます。

「(1) 配偶者暴力相談支援センターの相談件数」についてですが、被害者本人からの相談のみを計上したものでございます。令和 7 年度の相談件数は、電話・来所・出張相談を合わせて延べ 3, 0 1 6 件であり、令和 6 年度から 3 0 7 件増加しております。ここ数年は、2, 7 0 0 件から 2, 8 0 0 件程度で推移しているので、少し増えています。

次に、「3 被害者・子どもの安全確保の徹底」ですが、千葉県女性サポートセンターや社会福祉施設で緊急一時保護を実施するほか、民間シェルターを運営する団体への補助を行い、様々なケースに柔軟に対応できる体制を構築しています。

続きまして、「4 被害者・子どものケアと生活再建の支援」の「(1) 同行支援事業」については、DV 被害者が、新たな生活を始めるために必要な相談・手続き等に、女性相談支援員や職員が同行し、支援を行っています。

また、千葉市では、「(2) DV 被害女性と子どもへの心理教育プログラム」と「(3) DV 被害女性の自立支援プログラム燦(さん)」の2つのプログラムを、民間支援団体によって実施しているところでございます。DV 被害女性は、加害者から離れても、心身の不調を抱えながら生活していることが多く、自立した生活を送るためにきめ細やかな支援が必要ですので、民間団体のノウハウを生かしながら事業を実施しています。

最後に、「5 施策推進のための連携協力・体制整備」として、要保護児童対策及びDV 防止地域協議会の運営をしております。また、様々な環境に置かれている DV 被害者への支援に関し、弁護士や千葉県をはじめ関係機関との連携を深めることにより、施策の推進を図っています。

令和7年度決算額は、598万円となります。こちらは、相談員は十数人おりますが、相談員の人件費は含まず、事業に係る額となっております。説明は以上でございます。

○小川会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見などございましたら、お伺いできればと思いますがいかがでしょうか。かなり多岐にわたる事業をされていて、本当に大変だなと思いますし、男性相談やLGBT相談は、着実に相談が伸びてる感じがいたします。

皆様が質問を考えていらっしゃる間に私のほうから1つお伺いしたいんですけれども、女性活躍推進アドバイザー派遣というのは、何年か前に始めたと記憶しています。社会保険労務士を企業に派遣して、女性の働きやすい環境づくりなどをアドバイスされていると思うんですけれども、この実績が1社で5回というのは、1つの企業に5回、同じ社会保険労務士が通われたということで、この事業が、もう少し広がらない理由というのは、予算的な理由や、人手が足りないなどリソースの問題ということになりますでしょうか。つまり、企業のほうからは、アドバイザー派遣の要望はあるけれども、まだなかなか対応できていないという状況なのか、あるいは、この制度そのものが、あまり企業に周知されていないということなのか、どちらなのかなと思いました。

△長野男女共同参画課長

ありがとうございます。女性活躍推進アドバイザー派遣事業を始めた理由ですが、女性活躍推進法で、事業者が、一般事業主行動計画を作らなければいけないと定められていて、計画の作成対象が、もともとは大企業だったのが、法改正で、小さな企業も策定しなければいけないということになりました。その当時は需要がありまして始めた事業なんですけれども、それが、だんだん計画を策定した事業者が増えてきて、もう今ほぼ100%に近い状況となっています。そうしたことが、派遣の要望が減った原因だと考えております。

そのほかにも、えるぼし認定の取得という相談にもものっているんですけれども、こちらは、えるぼし認定自体が、基準がやや難しかったり、女性管理職を増やすとか、女性の採用を増やすとか、そういったところが始めてすぐに結果が出るものではなくて、なかなか難しいというところがあり、くるみん認定のように進んでいない状況でございます。

アドバイザー派遣が広がっていない一番の理由は、一般事業主行動計画の策定が必要なほぼすべての事業者で、策定が終わったというところかと考えております。

○小川会長

ありがとうございます。えるぼし認定の取得率は、今現在どれぐらいになっているのでしょうか。

△長野男女共同参画課長

えるぼし認定の取得率ではないんですけれども、えるぼし認定を取得している市内企業は、令和8年5月時点で33社でございます。第5次男女共同参画ハーモニープランでは、「えるぼし認定を受けた市内企業数」の目標が、令和9年度で50社ですので、まだ少し届いていない状況でございます。

○小川会長

ありがとうございます。えるぼし認定の周知というか、皆さんにどれぐらい認識されているのかということもあるかなと思いますが、女性が働くための環境づくりとしては、非常に重要かと思えます。

千葉県経営者協会の青山委員の方から何かございますでしょうか。

○青山委員

こども家庭支援課さんからご報告いただいた資料1-2の「2 多様な相談体制等の充実」のところで、被害者本人からのDV相談の相談件数が、令和7年度は3,016件で、前年度から307件増えたというお話しがございました。相談件数が307件増

えたことについての評価を聞きたいんですが、「被害がこんなに増えて大変なんです」という評価なのか、それとも、「配偶者暴力相談支援センターというものが周知されて、気軽に相談できるようになっています」というようなプラス面の評価なのか、どちらでしょうか。

△宇野こども家庭支援課長

ありがとうございます。こども家庭支援課でございます。相談件数が前年度より307件増えた理由は、制度が変わったとかそういうのがあるわけではないので、正直なところわからないところではあるんですが、昨年度、相談員を少し増やした影響がもしかしたらあるのかなと思っております。区によって、相談件数のばらつきが結構あります。相談員が一人の区もあって、相談件数が増えた区の相談員を2人に増やしたりしたので、もしかしたらそれで対応できる件数が増えたことが、理由として考えられます。

○青山委員

なかなか難しいところかとは思いますが、相談件数が増えていることが、被害が増えてることになってしまうと、失礼な言い方かもしれませんが、この活動自体がいかげんなものなのかと言わざるをえないのかなという気もするので、できましたら、大きく増えたところと減ったところに対する分析は、もう少し突っ込んでしっかりしないといけないのかなと思います。ありがとうございます。

△宇野こども家庭支援課長

わかりました。ありがとうございます。

○小川会長

ありがとうございます。とても大事な点をご指摘いただいたと思います。木村委員のほうで、相談件数が増えているということに対する分析、読み、どう考えれば良いのかということ、もしご意見がございましたらお願いいたします。

○木村委員

読みはわからないんですが、例えば、質の良い相談員が入った場合は、リピートして面接が行われたりとか、相談者が相談員をすごく頼りにして、電話がかかったりするとか、その可能性は高いのかなと思います。もしかしたら、質の高い研修をされていたり、いい相談員の方が入られたりしたのかなと予測を立てます。

○小川会長

ありがとうございます。この後の議題3の「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」にも関わるので、とても大事な点だなと思いました。

この相談件数は、リピートした場合には、人数で数えるということで1ということになりますでしょうか。それとも、件数で数えることになりますでしょうか。

△宇野こども家庭支援課長

延べなので、件数です。

○小川会長

それでは、リピートしている可能性も十分あるということですね。

ほかにご意見などございますでしょうか。田中委員お願いいたします。

○田中委員

資料1-1の「6 その他の取組み」の「(4) 女性のためのつながりサポート事業」に、生理用品の配布を行っていると記載があります。私も実際にポスターを見たことがあるんですけども、配布個数が900パックというのは、男女共同参画センターや図書館などのいろいろな施設に、合計で900パックを置いてあるということでしょうか。それとも、配り終えた数ということでしょうか。

生理の問題は、長らくタブーとされていて、個人で処理すると思われていたということだと思うんですけども、生理の貧困があるということを、こういうふうに皆さんに知っていただいて、生理用品を配布する対策というのはすごくいいなと思いました。実際に、これはどれぐらい、必要とされる人に渡っているのか、900パックというのが渡っている数なのか、置いてある数なのかをお聞きしたいと思います。

△長野男女共同参画課長

男女共同参画課でございます。ご質問ありがとうございます。900パックというのは、千葉市が用意した数で、各施設に配布いたしまして、それが必要とされてる方に渡りますと、不足になった分を補充していくというかたちでやっているものでございます。田中委員がおっしゃったように、もともと、生理の貧困がきっかけで生理用品の配布が始まったところではありますが、今は、困難な問題を抱える女性支援事業の一環として生理用品を配布しております。生理用品には、困ったときの女性のための相談先を記載した相談先カードを一つひとつ貼っております。配布場所としては、困っている方を相談につなげたいので、各区健康課や生活自立・仕事相談センターなどに置いております。以前は、トイレにそのまま置いておくと、必要かどうかかわからない方が持っていってしまうことがありましたので、今は、相談につなげたいという考えのもとで配布しております。

○田中委員

ありがとうございます。女性は、ともすれば我慢とか仕方がないというので済ませてしまっていて、相談という行動につなげるのが、なかなかできないのが現状だと思います。こういうふうに、生理の貧困という現実に向き合って、生理用品を配布するという対策をしてくださるのはすごくいいなと思います。

○小川会長

ありがとうございます。他にはございますでしょうか。荻野委員、お願いいたします。

○荻野委員

資料1-1の「3 相談事業」「(2) LGBT 専門相談」で、相談受付件数が57件あったとのことですが、おそらく、相談内容は性的指向・性自認に関することや、どこに相談したらいいのかわからない、まず相談してみたいなど、多岐にわたる内容だと推測しております。相談を受けて、ネクストアクションというか、次にどこの窓口につなげていくかが重要だと思います。この57件の相談が、LGBT 専門相談で解決したのか、それとも、解決には至らず、別の機関につなげたのか、詳細は話しにくいところがあるかもしれませんが、こういう相談例があったなど、ご教示いただけるとありがたいなと思って質問させていただきました。よろしくお願いします。

△長野男女共同参画課長

ありがとうございます。男女共同参画課でございます。57件の相談の具体的な例というのが、今、手元に持ち合わせてございませんで、ただ、相談を受け付ける相談員には、当事者もおりまして、相談の入口としましては、電話やLINEというところなんです。今年度から新たに対面相談も設けました。昨年度は、LGBTの方の居場所づくりを2回開催しておりまして、その中でも相談というのは受けています。とにかく、誰にも言えないということが一番問題だと思いますので、まずは、その話を聞く、それで解決に繋がれば一番いいんですけども、相談の場を設けることに力を入れているところでございます。具体的なことがお話しできず、申し訳ありません。

○荻野委員

今、長野課長がおっしゃったように、誰にも言えないことが多いと思うので、相談先があることによってすごく安心感を得ることができると思います。ありがとうございました。

○小川会長

ありがとうございます。相談する側にとっては、絶望の中で、相談の電話をかけているわけですね。そこで、望むような答えが得られなかったりすると、さらに絶望が深まるという部分があるので、非常にセンシティブなお仕事であり、相談員の方にも多大な負担がかかると思います。先ほど、こども家庭支援課長がおっしゃっていたスーパービジョンのようなかたちでバックアップ体制をとるというのはすごく大事なことだなと思いました。たとえば、いのちの電話でも、1年かけて研修をするくらい相談員の方たちの質をきちんと保っていて、それでもだんだん相談員のなり手がいなくなっているという悩みもお伺いします。相談員の方の研修やバックアップ体制は、多くの人たちが裨益するという種類のものなので、ぜひ力を入れていただけたらいいなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。藤咲委員。

○藤咲委員

今、お話しのあった LGBT 専門相談も、先ほど青山委員がおっしゃっていた配偶者暴力相談支援センターの相談件数もそうなんですけれど、相談件数を見ていく上で、経年的な部分というんですかね、資料 1－2 の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、前年度比だけ書いてあるんですけれども、これは、だんだん上がってきての前年度プラス 307 件なのか、令和 6 年度の相談件数は、令和 7 年度の相談件数のマイナス 307 件、さらにその前の令和 5 年度のときはどうだったのか、というように経年で見ていったときに、だんだん相談件数が増えてきているものなのか、それとも浮き沈みがあるのか、今の世の中が見えてくる部分かなと思うので、そういった経年でとっている部分を、毎年増えているとか、その年々によって違うとかがもしわかれば教えていただければと思います。

△宇野こども家庭支援課長

こども家庭支援課でございます。配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、令和 7 年度の 3,016 件というのが、初めて 3,000 件を超えたところでして、長いスパンで見れば、相談件数は確実に増えています。令和 2 年度くらいからは、2,700 件から 2,800 件くらいで高止まりをしてるようなところだったんですけど、令和 7 年度は増えています。ただ、平成の頃は、2,000 件を切るくらいの水準でした。今、手元にある一番古い平成 25 年度ですと、726 件ですので、だいぶ増えたような気がします。DV に対する各自治体の相談の窓口は、だいぶ評価はされているところもあると思うんですが、社会的な認知も高まっていると思いますので、かなり件数が増えていると思います。

○藤咲委員

今年度は、数か月たったところですが、昨年度の同じ月だったら比べられるかなと思います。今日までの状況は、昨年度と同じような推移ですか。

△宇野こども家庭支援課長

申し訳ありません。今年度の今日時点の相談件数は、手元に資料がございません。

○藤咲委員

DV という言葉は、結構メディアからの影響で、周知の進んだ部分も大きいのかなと思います。DV という認識がないまま、でも、「自分が我慢すればいい」と思って我慢してきたという時代、時代という言い方は良くないかもしれませんが、そんな時もおそらくあったと思いますので、周知されて相談件数がこうやって増えていっていることは、決して悪いことじゃないのかなと印象を持っております。ありがとうございます。

○小川会長

ありがとうございます。同様に、児童虐待の件数もずっと増加傾向にありまして、それをどう考えるのかというところですけども、認知されてきたということも非常に大きいだろうと思っています。

ほかにございますでしょうか。高梨委員、お願いいたします。

○高梨委員

高梨です。資料 1－1 の 2 ページの「5 事業者等への支援」の「(1) 女性活躍推進アドバイザー派遣」なんですけれども、1 社で 5 回ということは、継続してテーマを決めてやっていらっしゃるのか、どのような推進の仕方だったんでしょうか。

△長野男女共同参画課長

ありがとうございます。高梨委員のおっしゃるとおりで、まず、その企業さんが何を求めているのかというところを、社会保険労務士と話をさせていただきます。令和 7 年度に本事業を活用したのは中小企業で、最大の目標は、えるぼし認定を取得したいけれど、女性活躍推進法の法律のこと自体がわからないというところから、まずは法律を学んで、一般事業主行動計画をどうやって作るか、その後、えるぼし認定の取得に向けて進めていくという流れだったと思います。

○高梨委員

えるぼし認定の取得に向けて、具体的な資料に沿って進めていらっしゃるということですね。これは、前年度の事業報告なので、結果というのは、すぐに出ないと思う

んです。先ほどもお話しがありましたが、前年度だけなので、結局、今期、何年間分のですね、今期が最終年ということですのでけれども、今期どこまで進んでいて、最後の締めというか、どこまで目標を持って、今年度の事業計画に取り組んでいらっしゃるのか、お伺いしたいです。

△長野男女共同参画課長

こちらの企業が、その後、えるぼし認定が取得できたかどうか、追いかけての確認はできておりません。高梨委員のおっしゃるとおり、アドバイザー派遣を実施したことでどうだったのか、というところはまとめられていない状況でございます。そこは、反省して、今後活かしていきたいと思います。

○高梨委員

ありがとうございます。このアドバイザー派遣だけでなく、やっぱり結果を求めるようなことは、市の目標や計画に沿ったものが、その辺のところは、私が少し目につくところがあるなと思ってたので、少し心配していたんですけども、後を追えないというので、その結果というか、やりがいというかそういうものにも結びつくでしょうし、その辺のところを今後何か取り入れていただけたらいいなと思います。

また、個別ではなくて、全体でしたら商工会議所も市内に 5,000 社あり、その中でも結果に結びつけるような事業所が 1 つでもあれば、いわゆるモデルになるような事業所が、結果が出るようなところをまずやって、これだけやればこういうことになる示していただけたら、もっと広がるし、取得数も高められるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小川会長

貴重なご意見ありがとうございます。先ほどのご説明で、えるぼし認定を取得している市内企業は、令和 8 年 5 月時点で 33 社、目標は令和 9 年度で 50 社とお伺いしました。皆様のほうで、こうしたら良いのではないかとのお知恵があれば、ぜひお伺いできればと思います。

人手不足で、人材を採用できないというときに、女性に対しても男性に対しても、働きやすい職場であるということをアピールする 1 つのブランドにもなるのかなと思いますので、このえるぼし認定を増やしていくということで、千葉市で働きたいという人材を確保するというので、皆さんのほうで、何かお知恵がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。藤咲委員。

○藤咲委員

私は、小学校の教諭でもございまして、教員生活も 20 年ちょっと超えてるところな

んですけれども、学校現場ですと、私が教員になった頃と比べて、女性管理職の比率は間違いなく上がってはいるんです。中学校だと半分かくらい、小学校だと3割5分くらいと、上がってはいます。小学校の教員やトラック運転手の労働時間が、最近、テレビやいろいろなところで取り上げられていて、働き方改革と言って、本来の意味合いとは変わってきてはいるんですけれども、そのことであったり、より働きやすい職場と、上司と部下の関係がいいように、小学校だと、「風通しのよい職場づくり」なんて言葉をよく使うんですけれども。それから、企業さんだったら、多様なキャリアコースやいろいろな方向、出世という言い方が正しいのかわかりませんが、出世できるような道筋をたくさん作るとか。あまり具体的なことはないんですけれども、1個1個のことをこなしていけないといけないのかなという感覚ではあります。ただ、急には増えないというか、地道なことから少しずつ改善していくのが何よりも近道なのかなと、普通のことを言っているんですけれども、でも、当たり前なことじゃないのかなと思います。

○小川会長

企業さんが、少しでもこちらの方に向いていただけると非常にありがたいなと思いますし、また、それが、企業や組織にとってのサステナビリティに繋がっていくんだらうと思っております。ありがとうございました。

議題2 令和8年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について

○小川会長

では、他に質問や意見がないようでしたら、次の議題に移ります。

議題2「令和8年度事業計画について」、事務局から説明をお願いします。

△長野男女共同参画課長

男女共同参画課でございます。令和8年度事業計画について、新規の事業や、令和7年度の実施内容から変更がある項目を中心にご説明いたします。

お手元の資料2-1「令和8年度事業計画」をご覧ください。構成は資料1-1と同様になります。

それでは、はじめに男女共同参画課の実施事業です。「3 相談事業」をご覧ください。（2）LGBT専門相談について、相談者の多様な相談ニーズに対応することを目的に、相談方法を拡充し、「相談方法①」のとおり対面相談を実施することとしました。

次に、「5 その他の取組み」をご覧ください。（4）女性デジタル人材育成事業について、新規事業として実施します。内容としては、デジタルスキルを取得する講座から就労支援までを一体的に行い、女性の所得向上と経済的自立を目指すものとなりま

す。

次に、2 ページをご覧ください。(5) 困難な問題を抱える女性支援事業について、説明します。こちらは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴い、官民協働等による切れ目のない女性支援の推進を図るため、既存の「千葉市女性のためのつながりサポート事業」を拡充して実施するものです。拡充内容は、自立支援及びアフターケアとなります。なお、市民へ周知する名称としては、既存の「千葉市女性のためのつながりサポート事業」の認知度を活かし、「困難な問題を抱える女性支援」ではなく、「千葉市女性のためのつながりサポート」として、引き続き周知していきます。

続いて、(6) 困難女性支援法に基づく支援調整会議の設置及び運営についてですが、困難女性支援法において、関係機関や民間団体などにより構成される会議を組織するよう努めるものとされており、これを踏まえ、今回、支援を適切かつ円滑に行うため、支援調整会議を設置することとしました。

次に(7) 女性リーダー育成事業については、今年度は、「株式会社銚子丸」、「千葉市消防局」の2 か所で、それぞれ10 名を定員として8 月に実施する予定です。

次に、3 ページをご覧ください。男女共同参画センターにおいて実施する事業につきましても、調査研究事業や、研修・学習事業など、様々な事業を例年と同様に実施いたします。

説明は以上です。では、引き続き、こども家庭支援課より、ご説明いたします。

△宇野こども家庭支援課長

こども家庭支援課でございます。続きまして、資料2-2をご覧ください。こちらでは、「DV 防止対策関連事業」の令和8 年度の事業計画について、ご説明いたします。要点のみご説明させていただきます。

まず、「1 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進」の「(1) デート DV 予防啓発リーフレットの作成・配布」です。市立中学校2 年生を対象に配布しているもので、7,500 部配布します。配布は以前から行っていますが、昨年度から、配布時に学級担任の先生から補足説明していただけるよう、説明用の資料を作成して、それもあわせて配布しています。より子どもたちの理解が深まればということで取組みをしているところでございます。

また、「(2) DV カードの作成・配布」についてですが、令和7 年度実績では、DV 相談リーフレットを作成とあったのですが、令和8 年度はカードを作成します。カードとリーフレットは、隔年でそれぞれ作成していきまして、令和8 年度は、DV カードを作成・配布予定です。

次に、「2 多様な相談体制等の充実」では、引き続き、女性相談支援員を中心に、DV 被害者だけでなく、生活困窮や障害、外国籍など、様々な背景を持つ相談者に対

応するため、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

「3 被害者・子どもの安全確保の徹底」の「(2) こども家庭センターを中心とした被害者及び子どもの安全確保」についてですが、区のこども家庭課に、こども家庭センターがございまして、こども家庭センターを中心とした被害者及び子どもの安全確保であったりとか、「(4) 民間シェルター運営支援事業補助」での被害女性の生活再建への支援を充実してまいります。

最後に、「4 被害者・子どものケアと生活再建」については、令和7年度実績と同じように、「(2) DV 被害女性と子どもへの心理教育プログラム（びーらぶプログラム）」と、DV 被害女性の自立支援プログラム「燦（SUN）プログラム」を、民間事業者に委託しまして実施いたします。びーらぶプログラムについては、被害女性とその子どもを対象に、暴力の構造や対等なコミュニケーションについて学び、自己肯定感を回復するためのプログラムとなっております。今年度は、4 歳から6 歳の未就学児とそのお母さんを対象に、8 月から3 月にかけて全12 回のプログラムを実施予定です。

その他の内容につきましては、記載のとおりでございますので、資料をご確認いただければと思います。予算額は、608 万円です。以上でございます。

○小川会長

ありがとうございます。女性デジタル人材育成事業は、以前、石井委員のほうからご提案いただき、ここは大事だよねという話があったと思います。また、清水副会長から、デートDVの予防啓発リーフレットを単に配るだけではなくて、教員の方が説明できるような資料があるとよいとご提案いただいたと思います。この審議会での議論が反映されている感じがしております。皆様からいかがでしょうか。田中委員、お願いいたします。

○田中委員

資料2-1の「5 その他の取組み」の「(2)「プロスポーツ」と連携し・協力したLGBT 周知・啓発活動」について、令和7年度は、ロッテの野球の試合で行われたと思います。今年度はジェフに変わるとなっていますが、ジェフがJ1に昇格したからでしょうか。ずっと野球の試合で周知を行っていたと思うんですけども、大体いつも同じ方が野球を観戦していると思うので、たとえばバスケットボールとか、いろいろなスポーツに変わっていくのもいいのかなと思いました。

△長野男女共同参画課長

ありがとうございます。J1 昇格は、偶然でございます。プロスポーツとの連携ということで、こここのところ千葉ロッテマリーンズが多かったんですけども、今回は、

日程の都合がございまして、ジェフユナイテッド千葉の試合になりました。田中委員がおっしゃたように、野球やそれ以外のプロスポーツも、千葉市盛り上がってきておりますので、そういったところでもできるといいなと思います。

○小川会長

貴重なご意見ありがとうございます。他にはいかがですか。青山委員、お願いいたします。

○青山委員

両方の課の全体を通じて、やろうとしてる取組みはすごくよくわかって、そうだよ、と聞いてて思うのですが、どうなればよかったのかというゴールが見えづらくて、どうしたいのかという目標が、曖昧に感じます。ただ、当然、数値目標で出せるものと出せないものがあるとは思っているのですが、例えば、資料2-1の「4 市男女共同参画週間」で、この男女共同参画週間の1週間で周知しますと言ったら、周知することにより、今何%のものをどのくらいまで上げていくんだとか。例えば配偶者暴力相談支援センターであれば、スーパービジョンの実施があつたら何人まで増やしたとか、そういった具体的な明示がないと、令和8年度が終わったときに、男女共同参画の方向性に近づいたのか、DVの目指すべき方向性が達成できたのか、わからないと思います。数値でできるものとできないものがあるという前提がありますが、できるものについてはしていかないと、来年、同じ時期にまたこのような話をしたときに、よかったのかな、悪かったのかなと、そんなことを感じました。

△長野男女共同参画課長

ありがとうございます。男女共同参画課が進めている事業は、青山委員がおっしゃったとおり、数字を出すのがなかなか難しいものでして、男女共同参画の実現が、最後の目標です。数字としましては、毎年、アンケート調査の中で、『『男性は仕事、女性は家事・育児』という考え方について、どのように思うか』など、数字を取っています。「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について、今は、反対する人が6割弱くらいです。社会の状況にもよりますが、少しずつ上がってはきています。

先ほど、藤咲委員がおっしゃったとおり、男女共同参画はすぐに進むというものではないんですけれども、地道にこうした周知・啓発などを続けていくことも大事だと思っていまして、取り組んでいるところでございます。

△宇野こども家庭支援課長

ありがとうございます。こども家庭支援課でございます。DVの方につきましては、最終的なゴールはどこかという、極論を言えばDVの根絶ですが、なかなか設定が難

しいところですよ。数値目標として挙げてるものがありますので、参考に、主なものを2つ申し上げます。

1つ目は、DV被害に遭ったときに、どこにも相談しなかった人の割合を減らしたいなと思ってまして、前回の令和2年の調査ですと、どこにも相談しなかった人の割合が45.5%と、結構多いです。約半数くらいの方が、どこにも相談してないという状況なので、まずはそういう方たちが相談できる、相談しやすい体制を組まないといけないんですが、相談しない人の割合を30%以下に減らしたいなとは思っています。

2つ目は、デートDVについて、高校生に調査をしているんですけども、デートDVという言葉と内容を知ってる高校生の割合が、前回の令和3年度の調査で、33.8%なんです。3人に1人しか知らないという状態でした。この内容を、今年調査する予定なんですけども、ちょっと大きく80%の人は知っててもらいたいなという目標を立てています。

○小川会長

江寺部長。

△江寺生活文化スポーツ部長

補足をさせていただきますが、市としても、定量的な事業の効果をしっかり把握するためには、目標を設定して評価することが必要だと考えております。どうしても定量的な目標を出せないものについても、定性的な評価をしていく必要があると思っております。全体としては、見える形、見えやすい形で、なるべく定量的な評価項目を作って目標を設定し、それに対してどうだったかという考え方は、市としては全体的には必要だろうというような認識ではございます。そういったところが、委員の皆さんや市民の方に伝わっていくことが、今後さらに必要になってくるという認識ではございます。

○小川会長

青山委員。

○青山委員

ありがとうございます。今、部長がおっしゃったように、我々も市民全体も知る権利があるのかなと思っています。議論するときは、細かいところで議論しがちなんですけれども、まず全体感でどうなんだろうなというのが、大事だと思っています。全体を考える、大きな森、木がある中に幹があって葉があってという話は、後から展開していくものなのかなと思っています。先ほど部長がおっしゃった定量であっても定性であっても、最終的に結果がどうだったのか、良かったのか、悪かったのか。別に

悪かったから駄目だということではなくて、悪かったなら次にどう改善していくのかということ、ここに皆さんが集まってる意義はそこを議論することではないかなと思っておりまして、それを知らせていただけないと、我々も何となくそうかな、そうだねという議論をしてるんだったら、非常に無駄だなと思いますので、ぜひ開示できるところは開示していただきたいと思います。

○小川会長

貴重なご意見ありがとうございます。いつもまとまった形で資料を出していただいて、いろいろな細かいところはわかるんですけども、今、青山委員がおっしゃったように、市民に対する説明責任、わかりやすさの部分ということですよね。お話を伺っていて思ったのは、例えば、性別役割分業についてどう思っていますか、のような調査もされていて、意識の部分がどう変わっていったかというのが一つあり、次に、例えば、DVを知っているか、DVに遭ったときの相談先としてどこがあるのかという知識の部分、あとは、例えば、どういうものにどれくらいの人たちが参加しているのかという参加人数や、相談件数など、数値で表せる部分があるのかなと思っています。それを、例えば全国調査と比較した場合に、千葉市はどのあたりの位置付けになるのか、などですね。

若い方たちは、インスタグラムなどに慣れているので、数字を見たときに、全国平均と比べてどうなのかということがすぐにわかるような形で、市民に対する説明という部分も考えていただけるといいのかなと思いました。青山委員、どうぞ。

○青山委員

何を申し上げたいかということ、市役所の皆さんが頑張っているということ、知らしめてあげたいと思うんです。配偶者暴力相談支援センターの相談件数が前年度より307件増えたということは、DV被害が増えていることもあるかもしれませんが、先ほど木村委員がおっしゃったように、相談員の質が上がったり、相談員を増やしたりして、手厚くケアをしてるんです、被害を受ける前だけど怖いと思って相談をします、というようなことが増えているのであれば、それは非常に喜ばしいことで、市の職員の皆さんの努力だと思います。ただ単純に307件増えているとなると、普通に考えると、DV被害が増えているんじゃないかとか見えないので、市の職員の皆さんが頑張ってるんだということをわかってもらう方法も大事だと思います。

○小川会長

ありがとうございます。そうなんですよね。データが独り歩きしてしまうと、それがどういうふうに解釈されるのか、なかなか見えないところがあります。いろいろな事例を見ていて、ストーリーをどう作るかみたいのところがあるのかなと思います。

例えば、LGBTQ の話にしても、どのような事例を代表させるのかというのは難しいですけれども、何かしらストーリー性のある形で出していくというのものもあるかなと思いました。

清水副会長、どうぞ。

○清水副会長

先ほど小川会長からお話しがありましたが、中学生に配るデート DV 予防啓発リーフレットに、学級担任用の資料をつけてくれるということで、大変うれしく思います。高校生になると、個におつき合いすることが多くなるといいますので、中学生の段階で、デート DV はこういうものなんだということを意識づけることは、とても大事なことでないかなと思います。リーフレットは、とても良い内容だと思います。それをただ配っても、活用されません。ある学校に行ったときに、「リーフレットが配られましたよね」と話しても、配布されたことに担任も意識がなく、とても残念でした。ですので、今年は資料を付けて配布するというので、リーフレットの内容が浸透していくのではないかと思います。学校には、リーフレットなどがたくさん来るので、配って OK という形で終わってしまうことが多く、担任が意識して子どもたちに配ることによって、子どもたちに意識づけができるというのは、とても大事なことです。先ほど DV の根絶というお話がありましたが、中学生くらいから意識させるのがとても大事だと思いますので、資料を付けてリーフレットを配布していただけること、本当にありがたく思います。

○小川会長

ありがとうございます。うちの学生も、パンフレットが配られただけだったと言っておりましたので、そこできちんと説明をして定着させる、ということがとても大事だと思います。中学 2 年生のときに 1 回だけでいいのかな、という気もするんですよね。もう一度、高校 2 年生のときなどに、再度リマインドしていく必要もあるのかなと思って伺っておりました。

赤木委員、どうぞ。

○赤木委員

民生委員をしております赤木です。お伺いしたいのは、資料 1－2 の令和 7 年度事業報告（こども家庭支援課）の「2 多様な相談体制等の充実」の「(2) 市全体 DV 相談件数合計」が、3,451 件と、前年度から 268 件増えています。このように増えているということは、ここに相談されないこともたくさんあるので、まだまだたくさんあると思っています。私は、実際にこういうところに立ち会っているの、よくわかるんですけれども。それから、「5 施策推進のための連携協力・体制整備」の「(1)

要保護児童対策及び DV 防止地域協議会の運営」は、警察の方や児童相談所が参加する会議のことですよね。私もずっと出ていたんですけども、1 件ずつやっていって、これは完結しましたとか、これは継続中ですか、そういった案件がたくさん出てきますよね。長時間にわたってやりますけれども、ああいうものが必要になってくると思うんですね。そうしますと、この 3,451 件というかなり膨大な案件をああいう状態で 1 つ 1 つやっていくことは、まず困難ですよね。ですから、地域協議会でやっているのは、ほんの一部の案件ということです。市全体のものもありますけれども、300 件足らずのものがずらっと書いてあってやっているということは、1 割ぐらいしかやってないと判断していいのでしょうか。全体ですとこれだけあって、まだまだあると思うんですけども、地域協議会では 3,000 件もやってないですよ。地域協議会の案件で、完結というか直った方はいいんですけども、まだまだ継続中の案件もあります。今、DV だけでなく、ヤングケアラーの問題もあって、威圧的に親から「やれ」と言われるようなこともあり、そういったことも含めると、かなりの件数があると思います。また、外国人の方の DV もかなり増えていて、中には、親が入管に連れて行かれて、子どもだけになってしまって、そういう DV もあります。実際に現場に行って、対応するんですけども、我々もできるときもあるし、できないときもあります。こういうものを一つ一つこなしていかなければいけない、非常に大変だなとは思いますが、もっと関係機関を増やしてやっていかないと、これは増えていく問題があるのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

△宇野こども家庭支援課長

ありがとうございます。こども家庭支援課でございます。相談 3,000 件の中でも、危険度といいますかリスクが高い、その濃淡があります。赤木委員に出させていただける要保護児童対策及び DV 防止地域協議会は、リスクが高い家庭にある程度絞ってやっているとございますので、確かにこの相談を全部見るというのは、現実的には難しいかなと思います。特にリスクが高い場合は、その家庭に対して個別のケース検討会議をやったりしながら、対応してるところでございます。確かに、もう少し会議で見られるといいのですが、時間の制約もあり、全部を見ることはできないので、関係機関の皆様にご協力いただきながら、なんとか支援をしております。

○小川会長

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

相談の掘り起こしのようなことも書かれてるんですけども、ただ、相談を受け入れられるキャパシティもあると思いますので、相談したかったけれども、相談できず

にこぼれていってしまう場合に、何かフォローの仕方は考えていらっしゃるでしょうか。やはり、これがDVかなというようになってくると、相談してみようという人も増えると思うんですけれども、時間的・マンパワー的な制約もあると思うんです。そのあたりは、いかがでしょうか。

△宇野こども家庭支援課長

こども家庭支援課でございます。DV相談のことでよろしいでしょうか。鈴木委員のおっしゃるように、相談のキャパシティはあります。相談員の人数や時間、また、平日しかやっていないというのもありますので、他の機関や国のLINEを使った相談をご案内もしているところではあります。相談者は、相談員に直接相談したいというのがあると思うので、そこは課題として考えさせていただければと思います。

○鈴木委員

ありがとうございます。

議題3 「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」の調査結果報告について

○小川会長

ありがとうございました。それでは、時間もありますので、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

議題3『「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」の調査結果報告について』、事務局から説明をお願いします。

△中村男女共同参画センター副館長

千葉県男女共同参画センターの中村と申します。資料3をご覧ください。令和7年度、千葉県男女共同参画センターでは、「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」を実施いたしました。こちらの調査は、配偶者等からの暴力に関する市民の意識と実態及び市民が抱える困難を把握するための調査でございます。調査の対象は、千葉市内に居住している満20歳以上の3,000人の方、男女各1,500人を無作為抽出したものでございます。調査の方法は、郵送により調査票を配布し、郵送及びWebによる回収を実施したものです。調査の期間は、令和7年9月27日から10月24日です。回収状況は、有効回答数が1,103件、有効回答率は36.8%でございます。それでは、1ページ目の下の「配偶者等による暴力に関する認知度」をご覧ください。こちらはDV防止法という言葉の認知度を聞いたものでございます。「DV防止法という言葉があることも、その内容も知っている」が25.7%、「法律があることは知ってい

るが内容はよく知らない」が 65.8%となっておりますが、令和 5 年度の内閣府との比較では、千葉市の「知っている」のほうが 4.9 ポイント高くなっております。

ページをめくっていただいて、2 ページをご覧ください。配偶者との間で暴力を振るうことについての意識を、聞いたものでございます。「どんな場合でも暴力に当たる」あるいは「体を傷つける可能性のあるもので殴る」が 97.4%、「刃物などを突きつけて脅す」が 95.9%、「嫌がっているのに性的な行為を強要する」が 90.3%で高くなっている一方、「暴力に当たるとは思わない」で、「お金の使い道を細かく報告させる」が 9.6%と高くなっております。実際に、身体的暴力を伴うものについての「暴力である」という認識は高くなっているということが、この結果から読み取れると思います。

次に、下をご覧ください。配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度は、「どこに相談して良いか」が、「知らない」が 61.4%となっており、「知っている」36.9%を上回っております。

次のページをご覧ください。こちらは、実際に配偶者がいる方から回答いただいたものとなっております。配偶者等による暴力の被害の実態ですが、暴力を振るわれた経験の中で「身体的暴力に当たるもの」が、13.4%で、一番高いのは「精神的暴力」15.9%になっており、暴力として認知されている身体的暴力よりも、現在では精神的暴力の方が実際に振るわれている暴力としては数値が高くなっております。

その下をご覧ください。暴力を振るわれたときの相談先ですが、先ほどもお話しがありましたが、「どこにも相談したり、打ち明けたことがない」が、令和 2 年度は 45.5%、令和 7 年度は、48.3%となっており、どこにも相談していない方の割合が若干伸びております。

次のページをご覧ください。相談しなかった理由です。「相談しても無駄だと思ったから」が 37.8%となっており、最も高く、次いで、「相談するほどのことではないと思ったから」が 37%、「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから」が 28.3%と続いております。

その下をご覧ください。被害者が安心して生活するために必要なことを聞いております。「被害者のための相談体制を充実させる」が 70.6%、「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」が 69.4%、「加害者への罰則を強化する」が 68.8%となっております。

次のページをご覧ください。配偶者等との間の暴力の防止と対策についてです。配偶者等からの暴力に対する考え、自分の考えはどういった考えを持っているかということをお聞きしております。「どんな理由があろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者には落ち度はない」が 71.7%と最も高く、「暴力を振るわれる側、被害者にも何か落ち度はある」が 19.5%、「基本的には夫婦、パートナー、恋人同士の間の問題で、本人同士で解決すべき」が 14.1%となっております。

下をご覧ください。配偶者等からの暴力を防止するために必要なことを聞いております。「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」が 67.4%、「加害者への罰則を強化する」が 57.6%、「学校、大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が 56.9%となっております。

次のページをご覧ください。こちらは、今回新しく調査をした項目です。困難な状況を抱える方への支援について聞いております。困難な状況の実態、何を困難と考えているかを尋ねております。「将来、老後への不安」が 48.9%で最も高く、次いで、「職場や学校での人間関係、いじめやハラスメント」が 24.7%、「身体的な健康についての不安」が 24.7%と続いております。

下の段をご覧ください。困難な状況下において必要とされる支援は何かを聞いております。回答の上位としては、「いろいろな悩みをまとめて相談できる窓口の設置」が 58.4%と最も高く、次いで、「SNS やフリーダイヤルなど気軽に相談できる窓口の設置」が 38.9%、「社会的自立に向けた情報提供や助言、関係機関への同行などの継続的な支援」が 27.8%と続いております。

次のページをご覧ください。困難な状況下での相談方法を尋ねております。どういった方法で相談したいかということですが、「電話」が 46.6%と最も高く、次いで、「対面の支援機関の窓口で」が 41.5%、次が、「対面で気軽に立ち寄れる場所」が 38.7%と続いております。またこちらの表にはございませんが、年代別で見ると、20 歳代から 40 歳代の方はやはり、SNS と回答した人の割合が最も高くなっておりました。詳細につきましては、報告書 78 ページにごございますので、興味がある方はそちらをご覧ください。

こちらの調査結果を受けて、今後、施策に活かしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○小川会長

ありがとうございました。詳細な調査で、気になる点もいろいろあるというところかなと思います。特に、DV 防止法の認知度が下がり、相談窓口の認知度が下がり、相談しても無駄だと思った方が増えている、というあたりですね、なかなか一直線には進まないんだなという難しさを実感しました。

この結果について、どのように分析をされるかというところなんですけれども、先ほどの配偶者暴力相談支援センターの相談件数が増えているという点に関しては、相談体制が充実してきたのかもしれないというお話しでした。全体を広く見てみた場合には、なかなか相談に繋がらないという方たちも増えているということですし、何よりも、「相談しても無駄だと思ったから」と思われてしまったことが、重大に受けとめるべきことではないかと思います。これが、令和 2 年から令和 7 年の 5 年間に、下がってしまっていて、何が原因なんでしょうか。そのあたり、ぜひご意見をお伺いでき

ればなと思います。

△中村男女共同参画センター副館長

男女共同参画センターでございます。DV 防止法の認知度についてですが、今回の調査報告書には載っていないんですけれども、平成 26 年度は、「法律があることも、その内容も知っている」が 25.2%となっております。そこから考えますと、令和 2 年度の割合がなぜ高いのか、どういったことでこの結果が出たかがわからないんですけれども、徐々に少しずつ伸びているのと、国よりは認知度があるという結果は出ているのですが、こちらもそこは不思議に思っているところでした。

○小川会長

清水副会長、お願いします。

○清水副会長

暴力を振るわれたときの相談先ということで、どこにも相談したり打ち明けたりしないという回答が増えているとのことですが、一方で、相談件数自体は増えているので、ある意味では相談先や窓口が充実してきているのかなとも思いました。

ただ、参考資料 3 の調査結果報告書の 54 ページから 55 ページの「(5) 暴力をふるわれた時の相談先」を見ると、回答者数が 263 人となっています。母数が少ないと、やはりパーセンテージの出方というか、そういった値も変わってくるのではないかと思います。母数にもよるのかなと、見ていて感じたところです。

相談件数が増えている割には、打ち明けたり相談したりしない人が増えているというのは残念だなと思っています。ただ、数値を見ると、そうしたパーセンテージの結果ですので、母数の違いによって多少変わってきている部分もあるのかなというふうに読み取りました。

○小川会長

ありがとうございます。はい、母数がかかなり少ないので、統計的な偏りがあるのかなと思います。ただ、資料 3 の 4 ページの「配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度（問 5）」で、令和 5 年度内閣府の調査では「知っている」が 73%であるのに対して、千葉市の調査では、令和 2 年度が 42%、令和 7 年度が 36.9%ですので、全国調査と比べても認知度が低いというところはあると思います。原因についてはなかなか難しいかなとは思いますが、どう改善していったらいいか、というところだと思います。

はい、こども家庭支援課長、お願いいたします。

△宇野こども家庭支援課長

こども家庭支援課でございます。まだ明確な分析はできていないので、来年くらいから新しい計画を作るに当たって、今後分析していかなければいけないと思っています。先ほど清水副会長から母数のお話がありましたが、確かに母数によって数字はぶれてしまうところがあると思います。ただ、率直なところ、少し残念というか、ショックだったというのが正直な感想です。

私個人としては、問5の相談先の認知が下がったという点は、かなり大きな問題なのではないかと思っています。前回調査を行ったのは令和2年度で、今回は昨年度、令和7年度の調査になりますが、この間、DVに対する社会的な認知は上がっていると思います。そうした中で、相談先の認知が下がってしまったというのは、看過できない状況ではないかと考えています。DV支援については、これまで比較的同じようなやり方で取り組んできたところですが、この結果を見て、もしかすると見直す必要があるのではないかというのが、率直な感想でした。

○小川会長

ありがとうございます。ずっと同じような形で周知をしてきた気はするのですが、それが届いてないということなんですよね。ですので、どの層に届いていないのか。うちの学生を見ていると、圧倒的にSNSなんですよね。信頼できるメディアは、テレビと新聞だけれども、見ているメディアはSNSというところがあるので、それもあるのかなという気がしますね。新聞をとっていない方も多いですし、テレビのニュースもあまり見ないことになると、届かないのかなと思います。

一方で、いろいろな年齢の方たちがいらっしゃるので、SNSだけというわけにはいかないでしょうけれど、メディアも多角化していますし、ある意味非常にパーソナライズされてる部分がありますよね。同じ年代だったとしても、見ている情報、接している情報が全然違う状況で、どうやったら効果的にもう少し周知できるのか。問題は解決しないどころか広がっているのに、解決にきちんとたどり着ける人が減ってることは、大きな問題だと思います。

石井委員は、いかがですか。

○石井委員

ありがとうございます。すごく難しい問題で、メディアの多角化は、私も常々感じているところです。私たちも相談事業をやっているんですけども、SNSをどんどん取り入れていくことで、相談者の層が変わってきているっていう現実があります。それから、今まで全然知らなかったという人に、「何で知ったんですか」と聞くと、インスタという話もあったりします。やはり若い世代に対しては、いろいろなメディアを通じて周知していかなければいけない時代なのかなというのは感じています。

私がこの結果を見ていて、気になったのが、資料3の9ページの「配偶者等からの暴力に対する自分の考え（問18）」で、「暴力をふるわれる側（被害者）」にも、何か落ち度がある」が2割、「基本的には、夫婦・パートナー・恋人同士の間の問題で、当人同士で解決すべき」が1割5分で、少ないと見る方もいるかもしれませんが、私は、ここが非常に問題が大きいと思っていて、絶対に落ち度とかそういう問題ではなくて、許されないっていうことが、もっとこう教育で浸透していったほうがいいなと思いました。講演会とかもされていると思うので、そういったところでどんどん発信して、ここの意識はぜひ改革していかないといけないところだなと思っております。

もう一つ気になったのが、資料3の6ページの「暴力をふるわれた時の相談先（問11）」で、「役所の相談窓口」の割合が非常に低いことです。

これは全国調査でも、例えばひとり親を対象とした調査などを見ると、役所の窓口への相談はやはり1割以下であることが多く、相談窓口がわからないとか、周囲の人に相談する人が多いという傾向があります。DVもそうですし、私どもが取り組んでいるひとり親支援についても、やはり専門機関だからこその支援というものが必ずあります。ぜひ役所の支援につながってほしいと思うのですが、実際にはなかなかつながっていないという点が、ひとり親に関する全国調査の結果と共通しているなど思いついていました。

先ほどのSNSなどを活用した周知の多角化という話もありますが、こうした支援窓口にうまくつながるルートをどう確保していくのが、今、大きな課題なのではないかと思っています。

○小川会長

ありがとうございます。

私も気になったのが、参考資料3の調査結果報告書の8ページの問1で、「男女の地位に関する平等感」を質問しているところです。この「(D) 法律や制度の上で」というところが、かなり不平等感が残っているという結果で、そういうふうに思うんだなと思いました。

地域社会でとか、職場でとかいうのはわかるんですけども、法律や制度の上でという部分でも、やっぱり皆さん何か不平等感を感じておられるんだというのが、結構意外というか、意外じゃないのかもしれないんですけども、そうなんだなと感じました。

渡辺委員、もし何かございましたら、お願いいたします。

○渡辺委員

今、AI というものが出てきた中で、AI に相談するという傾向も出てきているように思います。AI から得た答えについて、自分で判断して、受け入れるかどうかを考えら

れるだけの知識や判断力があればよいのですが、それを鵜呑みにして、正しいものだと思って行動に移してしまい、それが間違った方向だったとしても、そのまま受け入れてしまう。さらに、その間違った答えについても、自分は正しいのだと思い込んでしまう傾向が、今、出てきているのではないかと感じています。

また、SNS を通じたやりとりとは少し違うのかもしれませんが、AI は非常に親しい言葉で返してくるんですね。そうすると、これまでは家族の中で話し合えば済んでいたようなたわいのない悩みや思いについても、今後は AI に相談するケースがどんどん増えてくるのではないかなと感じています。

それから、70 代などの高齢者については、情報を知らないんだな、見ていないんだなという印象も受けました。テレビでもよく取り上げられていますし、比較的時間に余裕のある方もいると思うのですが、新聞もあまり見ていない。では、何をしているのだろうかということを考えると、その結果がこの調査にも表れているのかなという思いもあります。

○小川会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

荻野委員、お願いいたします。

○荻野委員

はい。荻野でございます。私も、小川会長が先ほどおっしゃった、資料 3 の 7 ページの「相談しなかった理由（問 1 2）」で、「相談しても無駄だと思ったから」の割合がかなり高いことが気になっております。データを分析しているわけではないので、あくまでも個人的な所感になりますが、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」の割合も令和 2 年度から上昇していますので、おそらくパートナーへの経済的な依存という部分も、もしかしたら関係しているのではないかと感じています。経済的に依存しているため、相談したとしても、実際に状況が解決するわけではないという思いにつながり、それが「相談しても無駄だと思った」という回答につながっているのかもしれないなと感じました。

また、資料 2-1 の令和 8 年度事業計画 1 ページの「5 その他の取組み」の「(4) 女性デジタル人材育成事業」についてですが、新規事業で、男女共同参画ハーモニープランの「基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍」に位置付けて実施していく事業だと思います。最近では、企業でも DX 推進が進んでいますし、実際に就労支援につなげたり、経済的自立を目指したりする支援は、実施する目的は違うんですけれども、このような施策を打ち出して推進していくことが、今後ますます重要になってくるのではないかというのが、個人的な感想として思ったところです。

○小川会長

ありがとうございます。賃金の格差や雇用の不安定などが、相変わらずジェンダーギャップの中の大きな1つの問題となっておりますので、経済的な依存というのも看過できないことだなと思います。

それでは、久保田委員、いかがでしょうか。

○久保田委員

男女共同参画の話なんですけれども、自治会は、役員のこともそうですが、いろいろな事業をたくさんやっています。

自治会では、男女が一緒になって、まちづくりや地域づくりなどいろいろな地域課題に取り組んでいますし、日頃の活動の中で、男女が一緒になって活動することを現実的に実践している団体だと思っています。ですので、こうした地域での参画や男女平等、それから男女が一緒になって取り組んでいくことについては、さらに市としても力を入れて進めていただきたいと思います。

自治会を所管している部署は別になりますので、これにはおそらく入っていないのだと思いますが、地域づくりは一番大事なところでもありますので、ぜひそういうことをこの中でお願いしようと思っております。地域づくりは、足元の活動が大切ですし、実際に、一緒に活動するのが当たり前なので、そうしたことを基本として活動している団体だと思っています。

○小川会長

ありがとうございました。

私たちは、様々なつながりや場面で、この問題について考える機会が多いと思うんですけれども、今日お話を伺っていて、やはりとても大事だなと思ったのは、規範づくりというか、「こういうことはいけないんだよ」とか、「こういうことがあったら必ず相談してね」といったメッセージを社会に浸透させていくことだと思います。

問題が起きること自体を防ぐのは非常に難しいとは思いますが、何か問題が起きたときに、いつでも相談できるということや、そのときの対処方法を知っておくということが大切だと思います。何が問題かということをもまず認識することと、対処の方法を、それぞれの皆様のご活躍の場面で周知していくということが、非常に大事なかと、今日、お話しをお伺いして思いました。ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間ということで、もし皆様のほうから、これ以上何もなければ、進行を事務局にお返ししたいと思います。

△平林男女共同参画課長補佐

小川会長におかれましては、議事の進行、お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては、長時間のご審議、ありがとうございました。

次回の審議会は、12月下旬を予定しております。改めて、事務局から日程についてご連絡申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回千葉市男女共同参画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。